

福井県大気汚染 (硫黄酸化物) 対応マニュアル



福 井 県
安全環境部環境政策課

目 次

第 1	総則	
1	目的	1
2	危機事象の定義	1
3	責務	1
第 2	予防対策	
1	大気汚染（硫黄酸化物）被害発生防止策の実施	1
2	各種リスト等の作成	2
第 3	応急対策	
1	緊急時の措置等	2
2	体制の整備	3
3	報告および検査	4
4	被害発生状況の調査報告等	4
5	被害者情報への対応	5
6	相談窓口の設置	5
第 4	事後対策	
1	安全性の確認	5
2	対応の評価	5
3	マニュアルの見直し	5
別表 1	「大気汚染常時監視測定局」	6
別表 2	「注意報等の発令または解除の基準」	7
別表 3	「注意報等の発令または解除時の通報内容」	8
別表 4	「大気汚染緊急時措置の内容」	9
別表 5	「健康被害防止措置の内容」	9
別表 6	「一般住民、学校等関係施設および関係機関への周知内容」	10
別表 7	「大気汚染警戒本部構成員一覧」	11
別表 8	「大気汚染対策本部分担業務一覧」	12
別表 9	「代行順位一覧」	13
様式 1	「緊急時におけるばい煙量減少計画届出書」	14
様式 2	「緊急時におけるばい煙量減少措置状況報告書」	16
様式 3	「大気汚染被害連絡受付票」	17
添付資料	大気汚染緊急時の連絡通報について	
資料①	大気汚染緊急時措置連絡通報系統	18

第1 総則

1 目的

このマニュアルは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、硫黄酸化物に係る大気汚染の緊急時における知事のとるべき措置（以下「緊急時の措置」という。）等について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体等への被害を防止・軽減することを目的とする。

2 危機事象の定義

このマニュアルが対象とする危機とは、定時観測における大気中の硫黄酸化物濃度が以下の条件のいずれかに該当する状態になり、かつ、その状態が気象条件からみて継続すると認められる場合で、県民の生命、身体等に被害が生じ、または生じるおそれのある事態とする。

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 0.2ppm以上の状態が3時間継続した場合 |
| 2 | 0.3ppm以上の状態が2時間継続した場合 |
| 3 | 0.5ppm以上の状態になった場合 |
| 4 | 48時間の平均値が0.15ppm以上の状態になった場合 |

3 責務

環境政策課は、健康福祉センター、衛生環境研究センター、市町およびその他の関係機関との連絡を密にし、このマニュアルの運用の適正を図り、県民の健康被害の防止に努めるものとする。

第2 予防対策

1 大気汚染（硫黄酸化物）被害発生防止策の実施

(1) 常時監視

- ① 環境政策課は、衛生環境研究センターと連携して、別表1「大気汚染常時監視測定局」に掲げる県が設置する一般測定局およびその他測定局において硫黄酸化物の常時監視を行う。
- ② 衛生環境研究センターは、硫黄酸化物の定時観測結果が0.1ppm以上となったときは、環境政策課に電話により連絡する。
- ③ 環境政策課は、②により得た情報を、関係健康福祉センターおよび関係市町村に FAX または電話により連絡する。

(2) 監視指導等

- ① 健康福祉センターは、管内のばい煙発生施設を設置している工場または事業場に対し定期的に立入検査を行い、法および福井県公害防止条例（平成8年条例第4号。以下「条例」という。）の遵守について監視指導を行う。
- ② 条例第2条第2項に規定する特定工場のうち、同条例施行規則（平成9年規則第6号）第6条に規定する硫黄酸化物に係る規制基準の適用を受ける工場（以下「大気汚染緊急時協力工場」という。）は、ばい煙発生施設設置の際、緊急時における硫黄酸化物に係るばい煙量減少計画を作成し、様式1「緊急時におけるばい煙量減少計画届出書」により知事に届け出るものとする。

(3) 気象状況の把握

- ① 県（衛生環境研究センター）は、福井地方气象台に大気汚染気象通報等（硫黄酸化物の発生・継続の予測に必要な気象情報や風向、風速、気温、湿度、天気などの実況および予報に関する通報、その他県が必要とするもの）を要請する。
- ② 県（衛生環境研究センター）は、福井地方气象台および敦賀測候所の協力を得て、緊急時の措置等に関し必要な気象状況を把握する。

2 各種リスト等の作成

(1) 環境政策課は、緊急における連絡体制を確保するため、年度当初に以下の事項についてリスト等を作成する。

- ① 大気汚染緊急時措置連絡通報系統
- ② 大気汚染緊急時連絡通報体制（平日用）
- ③ 大気汚染緊急時連絡通報体制（休日用）
- ④ 大気汚染緊急時通報先

(2) 環境政策課は、下記の関係機関による連絡会を開催し、このマニュアルの周知徹底と円滑な運用を図る。

[連絡会関係機関]

広報課	大学・私学振興課	交通まちづくり課	危機対策・防災課
環境政策課	水田農業経営課	衛生環境研究センター	福井健康福祉センター
坂井健康福祉センター	奥越健康福祉センター	丹南健康福祉センター	二州健康福祉センター
若狭健康福祉センター	教育庁スポーツ保健課	警察本部交通規制課	福井地方気象台技術課
福井市	敦賀市	小浜市	大野市
勝山市	鯖江市	あわら市	越前市
坂井町	美浜町	若狭町	

第3 応急対策

1 緊急時の措置等

(1) 注意報等の発令

- ① 知事は、硫黄酸化物に係る大気汚染状況が別表2「注意報等の発令または解除の基準」の発令基準の欄に掲げる条件に該当する場合は、大気汚染注意報、大気汚染警報または大気汚染重大警報（以下「注意報等」という。）の発令を行うものとする。
- ② 注意報等の発令は、別表1「大気汚染常時監視測定局」の県が設置する一般測定局の測定値を基準とし、その他測定局の測定値を参考として決定する。
- ③ 注意報等の発令は、次の各号に掲げる地域に区分して行う。ただし、大気汚染の状況および気象条件により必要がある場合は、当該地域を分割し、または隣接する地域の全部もしくは一部を含めて発令することができる。
 - ア 坂井地域（あわら市および坂井市の区域）
 - イ 福井地域（福井市（旧福井市の区域に限る）の区域）
 - ウ 丹南地域（鯖江市および越前市の区域）
 - エ 奥越地域（大野市（旧大野市の区域に限る）および勝山市の区域）
 - オ 二州地域（敦賀市、美浜町および若狭町（旧三方町の区域に限る）の区域）
 - カ 若狭地域（小浜市の区域）

(2) 発令等の周知

- ① 知事は、注意報等を発令し、または、発令替えを行った場合は、添付資料「大気汚染緊急時連絡通報体制」に基づき、速やかにその旨を関係機関および当該発令地域の市町、関係工場等に通報するとともに、報道機関の協力を得て一般への周知を図るものとする。
- ② ①の通報および周知は、電話、FAX、インターネット、テレビ、ラジオ等を通じて行うものとする。
- ③ 通報内容は、別表3「注意報等の発令または解除時の通報内容」に準じるものとする。

(3) 緊急時の措置の内容

- ① 知事は、注意報等を発令し、または、発令替えを行った場合は、添付資料「大気汚染緊急時措置連絡通報について」により、当該発令地区市町、関係機関および報道機関の協力を得て、ばい煙等を減少するため、工場等に対し別表4「ばい煙等減少措置の内容」

の措置をとるとともに、健康被害防止のため、一般住民に対し別表5「健康被害防止措置の内容」により必要な措置をとるよう周知徹底を図るものとする。

- ② 注意報等を発令した場合の措置を求める工場または事業場（以下「緊急時協力工場等」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 大気汚染緊急時協力工場
 - イ その他の協力工場
 - 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置している工場または事業場で、前項に掲げるもの以外のもの
- ③ 一般住民および関係機関に対する周知内容は、別表6「一般住民、学校等関係施設および関係機関への周知内容」に準じるものとする。

2 体制の整備

(1) 危機事象に対応する対策本部等の設置

危機事象が発生した場合には、知事に報告するとともに、状況に応じて危機対策のための体制をとる。

① 注意体制（大気汚染注意報を発令した場合）

- ア 環境政策課を中心に注意体制をとり、必要に応じて、安全環境部長を議長とする福井県大気汚染連絡会議を開催する。
- イ 本連絡会議の委員は下表に掲げる者の中から議長が選任する。
- ウ 議長は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。
- エ 本連絡会議の事務を処理するため、環境政策課長を事務局長とし、環境政策課に事務局を置く。

委 員	主な分担業務
広報課長	県民への情報提供、報道機関との連絡
大学・私学振興課長	私立学校への指導・情報提供
交通まちづくり課長	輸送機関との連絡調整
危機対策・防災課長	消防機関等との連絡調整
環境政策課長	大気汚染等による健康危機発生時の対応
長寿福祉課長	高齢者福祉施設等への指導・情報提供
障害福祉課長	障害者福祉施設等への指導・情報提供
子ども家庭課長	児童福祉施設等への指導・情報提供
地域医療課長	医療機関等との連絡調整
健康増進課長	県民への健康管理情報の提供・健康相談窓口
水田農業経営課長	生産者への情報提供
スポーツ保健課長	公立学校への指導、情報提供
交通規制課長	交通規制関係の連絡調整

②警戒体制（大気汚染警報を発令した場合）

- ア 環境政策課を中心に警戒体制をとり、安全環境部長を本部長とする福井県大気汚染警戒本部を設置する。
- イ 警戒本部の構成員は、別表7「大気汚染警戒本部構成員一覧」から本部長が選任する。
- ウ 副本部長は、本部長が必要に応じて選任する。
- エ 本部会議は、本部長が召集し、議長は本部長とする。
- オ 本部長は、必要があると認める時は、構成員以外の者を本部会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。
- カ 警戒本部の業務を的確に遂行するため、本部長は、必要な作業班を編成する。

キ 警戒本部の事務を処理するため環境政策課長を事務局長とし、事務局を環境政策課に置く。

③非常体制（大気汚染重大警報を発令した場合）

ア 危機事象が拡大し、知事が必要と認める場合は、非常体制をとり、知事を本部長、副知事を副本部長とする福井県大気汚染対策本部を設置する。

イ 対策本部は、知事、副知事、教育長、警察本部長、総務部長、総合政策部長、安全環境部長、健康福祉部長、産業労働部長、観光営業部長、農林水産部長、土木部長および会計管理者をもって組織する。

ウ 対策本部は、本部長が召集し、議長は本部長とする。

エ 本部長は、必要があると認める時は、構成員以外の者を本部会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

オ 対策本部の業務を的確に遂行するため、関係部局の分担業務は別表8「大気汚染対策本部業務分担業務一覧」を基に、危機事象の状況に応じて定める。

カ 警戒本部の業務を的確に遂行するため、本部長は、必要な作業班を編成する。

キ 対策本部の事務を処理するため安全環境部長を事務局長とし、庁内総合防災センターに事務局を置く。

(2) 現地対策本部の設置

警戒本部、対策本部を設置した場合、本部長は必要に応じて、当該発令地区を管轄する健康福祉センターに現地対策本部を設置する。

現地対策本部長は、健康福祉センター所長をもって充て、構成員は状況に応じて現地対策本部長が決定する。

現地対策本部の業務を的確に遂行するため、以下の作業班を編成する。

作業班	主な分担業務
総務・広報班	本部の召集、開催 各班の連絡調整
情報・連絡調整班	県本部、市町村、関係工場、消防等からの情報収集および提供 地元医師会、医療機関からの情報収集および提供
相談・記録班	相談対応 記録

(3) 本部長等が不在の場合

本部長等が不在の場合には、別表9「代行順位一覧」に基づき職務代理者を置き、職務代理者が体制を決定する。

3 報告および検査

(1) 大気汚染緊急時協力工場は、注意報等が発令された場合に講じた措置の状況について、様式2「緊急時におけるばい煙量減少措置状況報告書」により、発令解除の日から5日以内に知事に報告するものとする。

(2) 知事は、注意報等が発令した場合は、その措置の内容を確認するため、必要に応じ関係職員に緊急時協力工場等の立入検査を行わせるものとする。

4 被害発生状況の調査報告等

(1) 環境政策課は、大気汚染による被害の発生状況を把握し、必要に応じ調査を実施するものとする。

(2) 大気汚染による被害が発生した旨の報告を受けた市町および関係機関は、発生日時、発生場所、被害者数、症状等をただちに環境政策課に連絡するとともに、様式3「大気汚染被害連絡受付票」を被害発生の日から5日以内に環境政策課へ送付するものとする。

(3) 環境政策課は、収集した情報を整理し、速やかに公表する。

5 被害者情報への対応

環境政策課、健康福祉センターおよび当該発令地区市町は、県民の生命、身体を守ることを最優先に、被害者情報の把握に努め、被害者への応急手当の周知を行うとともに、必要に応じて医療機関の受診を促す。

6 相談窓口の設置

警戒本部または対策本部を設置した場合は、健康福祉センターに相談窓口を設置する。

第4 事後対策

1 安全性の確認

(1) 注意報等発令の解除

知事は、大気汚染の状況が回復し、別表2「注意報等の発令または解除の基準」の解除基準に該当するときは、注意報等の発令を解除する。

(2) 発令解除の周知

- ① 知事は、注意報等の発令を解除した場合は、添付資料「大気汚染緊急時連絡通報について」により、速やかにその旨を関係機関および当該発令地域の市町、関係工場等に通報するとともに、報道機関の協力を得て一般への周知を図るものとする。
- ② ①の通報および周知は、電話、FAX、インターネット、テレビ、ラジオ等を通じて行うものとする。
- ③ 通報内容は、別表3「注意報等の発令または解除時の通報内容」に準じるものとする。

2 対応の評価

環境政策課は、危機事象終息後に報告書等を作成するとともに、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策等について事後評価を行い、関係部局、関係機関等に対し、事後評価に関する情報の提供および共有化に努める。

3 マニュアルの見直し

環境政策課は、事後評価を基に、必要に応じ、一連の対応について関係部局、関係機関等と協議し、このマニュアルの見直しを行う。

このマニュアルを見直した場合は、速やかにその内容を危機対策・防災課に報告する。

附 則

このマニュアルは、平成17年5月31日から施行する。

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

添付資料 大気汚染緊急時の連絡通報について

- 資料① 大気汚染緊急時措置連絡通報系統
- 資料② 大気汚染緊急時連絡通報体制（平日用）
- 資料③ 大気汚染緊急時連絡通報体制（休日用）
- 資料④ 大気汚染緊急時通報先

別表1 大気汚染常時監視測定局

地域名	県が設置する一般測定局		その他測定局	
	測定局名	所在地	測定局名	所在地
坂井	三国	三国町山岸 31-1	宿保育所 安島保育所 中川	三国町宿 2-3-45 三国町安島 50-4-1 あわら市中川 18-10
福井	福井	福井市豊島 2丁目 5-26	順化社	福井市大手 3丁目 16-1 福井市淵 9-5
丹南	神明	鯖江市水落町 4-13-23	御幸江東 鯖江真野大気 武生北 武生西	鯖江市御幸町 3丁目 鯖江市定次町 42 越前市上真柄町 44-6 越前市家久町 105-13 越前市勝蓮花町 30字下済藤野 2-4
奥越	大野	大野市水落町 7-21	—	—
二州	敦賀 和久野	敦賀市松栄町 7-28 " 新和町 2-33-1	気比	敦賀市清水町 1-12-8
若狭	小浜	小浜市千種 1丁目 6-13	—	—

別表2 注意報等の発令または解除の基準

区分	発令基準	解除基準
注意報	<p>硫黄酸化物による大気汚染の状況が悪化し、県が設置する一般測定局において、定時観測における硫黄酸化物測定値が、次の条件のいずれかに該当し、かつ気象条件からみて、この状態が継続すると予測されるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 0.2ppm以上の状態が3時間継続した場合 0.3ppm以上の状態が2時間継続した場合 0.5ppm以上の状態になった場合 48時間の平均値が0.15ppm以上の状態になった場合 	<p>一の発令地域内のすべての測定局において、定時観測における硫黄酸化物測定値が、発令基準未滿となり、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。</p>
警報	<p>硫黄酸化物に係る注意報の発令中であって、県が設置する一般測定局において、定時観測における硫黄酸化物測定値が、次の条件のいずれかに該当し、かつ気象条件からみて、この状態が継続すると予測されるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> あらたに、0.5ppm以上の状態になった場合 0.5ppm以上の状態が2時間継続した場合 	同上
重大警報	<p>硫黄酸化物による大気汚染の状況がさらに悪化し、県が設置する一般測定局において、定時観測における硫黄酸化物測定値が、次の条件のいずれかに該当し、かつ気象条件からみて、この状態が継続すると予測されるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 0.5ppm以上の状態が3時間継続した場合 0.7ppm以上の状態が2時間継続した場合 	同上

(注) 継続すると認められるか否かは、定時観測から概ね30分経過後の観測結果により判断する。

別表3 注意報等の発令または解除時の通報内容

区分	予警報等発令・解除通報内容
報道機関あて	発令 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に硫黄酸化物〇〇報を発令しました。〇〇局で〇〇時現在、硫黄酸化物濃度は〇〇 p p mです。 工場・事業場および自動車運転者に対する要請ならびに一般住民に対する注意の呼びかけについて放送をお願いします。
	発令 替え 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に発令していました硫黄酸化物〇〇報を、〇〇時〇〇分に硫黄酸化物〇〇報に切り替えました。 〇〇局で〇〇時現在、硫黄酸化物濃度は〇〇 p p mです。 工場・事業場および自動車運転者に対する要請ならびに一般住民に対する注意の呼びかけについて放送をお願いします。
	解除 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に発令していました硫黄酸化物〇〇報を、〇〇時〇〇分に解除しましたので放送をお願いします。
市町、健康福祉センター、庁内関係課あて	発令 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に硫黄酸化物〇〇報を発令しました。〇〇局で〇〇時現在、硫黄酸化物濃度は〇〇 p p m、風向〇〇、風速〇〇mです。 一般住民（市町のみ）および関係機関に対する注意の呼びかけをお願いします。
	発令 替え 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に発令していました硫黄酸化物〇〇報を、〇〇時〇〇分に硫黄酸化物〇〇報に切り替えました。 〇〇局で〇〇時現在、硫黄酸化物濃度は〇〇 p p m、風向〇〇、風速〇〇mです。 一般住民（市町のみ）および関係機関に対する注意の呼びかけをお願いします。
	解除 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に発令していました硫黄酸化物〇〇報を、〇〇時〇〇分に解除しました。 一般住民（市町のみ）および関係機関に対する周知をお願いします。
緊急時協力工場あて	発令 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に硫黄酸化物〇〇報を発令しました。〇〇局で〇〇時現在、硫黄酸化物濃度は〇〇 p p m、風向〇〇、風速〇〇mです。ばい煙等減少措置に御協力ください。
	発令 替え 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に発令していました硫黄酸化物〇〇報を、〇〇時〇〇分に硫黄酸化物〇〇報に切り替えました。 〇〇局で〇〇時現在、硫黄酸化物濃度は〇〇 p p m、風向〇〇、風速〇〇mです。ばい煙等減少措置に御協力ください。
	解除 福井県は、本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に発令していました硫黄酸化物〇〇報を、〇〇時〇〇分に解除しました。ばい煙等減少措置の御協力ありがとうございました。

別表4 大気汚染緊急時の措置

区分	緊急時協力工場	その他の協力工場
注意報	福井県公害防止条例施行規則第6条に規定する硫黄酸化物排出許容量の20%以上削減するよう勧告する。	不要不急の燃焼を自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請する。
警報	福井県公害防止条例施行規則第6条に規定する硫黄酸化物排出許容量の40%以上削減するよう勧告する。	同 上
重大警報	大気汚染防止法施行規則第3条に規定する硫黄酸化物排出許容量の80%以上削減することを命令する。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ただし、上記の措置による削減量が警報発令時の措置による削減量を下回る場合は、警報発令時の削減量を維持するよう勧告するものとする。 </div>	通常の硫黄酸化物排出量の20%以上削減するよう要請する。

別表5 健康被害防止措置の内容

区分	措 置
注 意 報	1 屋外での運動や作業をさけること。 2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動や作業をさけ、屋内に入ること。 3 目やのどなどに刺激を感じた者は、洗眼やうがいなどをするとともに、市町に連絡すること。 なお、症状がひどい者は、医師の手当や指示を受けること。 4 屋外での燃焼行為をなるべく中止すること。 5 今後の発令に備えて、テレビやラジオなどの報道に注意すること。
警 報	1 屋外になるべく出ないこと。 2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動や作業をやめて屋内に入り、窓を閉めるなどの措置を取ること。 3 目やのどなどに刺激を感じた者は、洗眼やうがいなどをするとともに、市町に連絡すること。 なお、症状のひどい者は、医師の手当や指示を受けること。 4 屋外での燃焼行為を中止すること。 5 今後の発令に備えて、テレビやラジオなどの報道に注意すること。
重 大 警 報	1 屋外に出ないこと。 2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行う。 3 目やのどなどに刺激を感じた者は、洗眼やうがいなどをするとともに、市町に連絡すること。 なお、症状のひどい者は、医師の手当や指示を受けること。 4 屋外での燃焼行為を中止すること。 5 今後の発令に備えて、テレビやラジオなどの報道に注意すること。

別表6 一般住民、学校等関係施設および関係機関への周知内容

区 分	周 知 内 容
注意報 発 令	<p>本日〇〇時〇〇分、〇〇地域に「硫黄酸化物注意報」が発令されました。</p> <p>屋外での作業や運動はやめて、家の中へ入りましょう。</p> <p>なお、目やノドに刺激を感じたときは、洗眼やうがいをし、症状がひどい場合には、医師にご相談ください。</p> <p>今後のテレビやラジオ等の硫黄酸化物情報にご注意ください。</p> <p>貴機関の所属会員等への周知をお願いします（所属会員等を有する機関の場合）。</p>
警報発令	<p>本日、〇〇地域に発令されていた「硫黄酸化物注意報」は、〇〇時〇〇分、「硫黄酸化物警報」に切り替わりました。</p> <p>すみやかに家の中へ入り、窓を閉めてください。</p> <p>なお、目やノドに刺激を感じたときは、洗眼やうがいをし、症状がひどい場合には、医師の手当を受けてください。</p> <p>今後のテレビやラジオ等の硫黄酸化物情報にご注意ください。</p> <p>貴機関の所属会員等への周知をお願いします（所属会員等を有する機関の場合）。</p>
重大警報 発 令	<p>本日、〇〇地域に発令されていた「硫黄酸化物警報」は、〇〇時〇〇分、「硫黄酸化物重大警報」に切り替わりました。</p> <p>直ちに家の中へ入り、窓を閉めてください。</p> <p>なお、目やノドに刺激を感じたときは、洗眼やうがいをし、症状がひどい場合には、医師の手当を受けてください。</p> <p>今後のテレビやラジオ等の硫黄酸化物情報にご注意ください。</p> <p>貴機関の所属会員等への周知をお願いします（所属会員等を有する機関の場合）。</p>
発令解除	<p>本日、〇〇地域に発令されていた「硫黄酸化物〇〇報」は、〇〇時〇〇分に解除されました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>貴機関の所属会員等への周知をお願いします（所属会員等を有する機関の場合）。</p>

(注) 周知内容は例文であり、周知先に応じ適宜修正を必要とする。

別表7 大気汚染警戒本部構成員一覧

部 局	所 属	主な分担業務
総 務 部	広報課長、 大学・私学振興課長	部内および関係機関との連絡調整 県民への情報提供、報道機関との連絡 私立学校への指導・情報提供
総合政策部	交通まちづくり課長	部内および関係機関との連絡調整 緊急輸送路の把握、輸送機関との連絡調整
安全環境部	危機対策監、 危機対策・防災課長、 環境政策課長、自然環境課長	部内および関係機関との連絡調整 自衛隊・消防機関等との連絡調整 原因究明の調査・試験検査 野生鳥獣対策
健康福祉部	地域福祉課長、長寿福祉課長、 障害福祉課長、子ども家庭課長、 地域医療課長、健康増進課長	部内および関係機関との連絡調整 健康危機管理対策の総合調整 被害状況取りまとめ 高齢者・障害者・児童等福祉施設等への指導、 情報提供 医療および医薬品の確保 健康被害の発生・拡大防止活動 県民への健康管理情報の提供・健康相談窓口
産業労働部	産業政策課長	部内および関係機関との連絡調整 経営安定対策
観光営業部	ブランド営業課長	部内および関係機関との連絡調整
農林水産部	水田農業経営課長	部内および関係機関との連絡調整 生産者への情報提供
土 木 部	土木管理課長	部内および関係機関との連絡調整
教 育 庁	スポーツ保健課長	庁内および関係機関との連絡調整 公立学校への指導、情報提供 児童、生徒の心身のケア
警 察 本 部	交通規制課長	交通規制関係の連絡調整

別表 8 大気汚染対策本部分担業務一覧

部 局	主な分担業務	所 属
総 務 部	部内および関係機関との連絡調整 県民への情報提供、報道機関との連絡 予算措置への対応 緊急輸送車両等の配車・管理 職員の動員・配置 職員の保健管理 私立学校への指導・情報提供	県民サービス室、広報課、 財務企画課、人事企画課、 財産・事務管理課、 大学・私学振興課
総合政策部	部内および関係機関との連絡調整 緊急輸送路の把握、輸送機関との連絡調整	政策推進課、交通まちづくり課
安全環境部	部内および関係機関との連絡調整 県民の消費生活に係る要望の把握 自衛隊・消防機関等との連絡調整 原因究明の調査・試験検査 野生鳥獣対策	政策推進G、県民安全課、 危機対策・防災課、 環境政策課、自然環境課
健康福祉部	部内および関係機関との連絡調整 健康危機管理対策の総合調整 被害状況取りまとめ 高齢者・障害者・児童等福祉施設等への指導、 情報提供 医療および医薬品の確保 健康被害の発生・拡大防止活動 県民への健康管理情報の提供・健康相談窓口	政策推進G、地域福祉課、 長寿福祉課、障害福祉課、 子ども家庭課、地域医療課、 健康増進課
産業労働部	部内および関係機関との連絡調整 雇用、経営安定対策	政策推進G、 産業政策課
観光営業部	部内および関係機関との連絡調整	政策推進G、 ブランド営業課
農林水産部	部内および関係機関との連絡調整 家畜への影響 生産者への情報提供	政策推進G、 農業技術経営課
土木部	部内および関係機関との連絡調整 港湾空港関係機関への情報提供	政策推進G、 港湾空港課
会計局	災害関係費の出納	会計課
教育庁	庁内および関係機関との連絡調整 公立学校への指導、情報提供 児童、生徒の心身のケア	教育振興課、 スポーツ保健課
警察本部	部内および関係機関との連絡調整 交通規制関係の連絡調整	地域課、 交通規制課

別表 9 代行順位一覧

知事（福井県知事の職務代理者に関する規則第 2 条）
<ol style="list-style-type: none"> 1 副知事 2 総務部長 3 上席の部長 (職務の級および号級の順位、職務の級および号級が同じ時は年齢の順)
会計管理者（会計管理者の職務代理者に関する規則第 2 条）
<ol style="list-style-type: none"> 1 会計局会計課長
教育長（福井県教育委員会行政組織規則第 27 条第 4 項）
<ol style="list-style-type: none"> 1 教育庁企画幹 2 主務課（室）長
部長（福井県事務決裁規程第 7 条）
<ol style="list-style-type: none"> 1 部の事務を統括する企画幹 当該事務を掌理する企画幹 2 当該事務を掌理する課（室）長

安全環境部内代行順位一覧

安全環境部長
<ol style="list-style-type: none"> 1 安全環境部企画幹 当該事務を掌理する企画幹 2 対応マニュアル所管課長
政策推進グループリーダー（安全環境部企画幹）
<ol style="list-style-type: none"> 1 安全環境部企画参事 2 総括主任
県民安全課長 危機対策・防災課長 原子力安全対策課長 環境政策課長 循環社会推進課長 自然環境課長
<ol style="list-style-type: none"> 1 当該事務を掌理する課内参事 2 課長補佐 3 当該事務を掌理する総括主任またはグループリーダー

様式 1

緊急時におけるばい煙量 減少計画届出書

年 月 日

福 井 県 知 事 殿

所 在 地

工場・事業所名

代表者氏名

印

福井県大気汚染（硫黄酸化物）対応マニュアル第2の1（2）②の規定により、次のとおり届け出ます。

工場または事業場の名称		* 整理番号	
工場または事業場の所在地		* 受理年月日	平成 年 月 日
ばい煙量の減少計画	別表1および別表2のとおり	* 審査結果	
		* 備考	
備考1 *印の欄には、記載しないこと。 2 工場または事業場における、ばい煙発生施設の配置図、燃料タンクの配置および燃料の供給系統図を添付すること。			

別表 1 工場または事業場の内容

緊急時担当者氏名	責任者職氏名		TEL	
	昼間 時～時	担当者 所属氏名	①	TEL
			②	TEL
	夜間 時～時	担当者 所属氏名	①	TEL
			②	TEL
工場または事業場内の緊急時指令系統				
硫黄酸化物の排出量	工場または事業場合計 条例に基づく許容量		1施設10 Nm ³ /時 以上の施設の有無	
	Nm ³ /時		通常 の排出量 Nm ³ /時	
燃料使用量	工場または事業場の通常使用量の合計		L/時	kL/日
通常タンク	油種	硫黄分 (%)	容量 (kL)	基数
緊急時用燃料 備蓄量				

別表2 硫黄酸化物の減少計画

ばい煙発生施設の種類の		工場(事業場)の合計												
ばい煙発生施設の工場(事業場)における施設番号														
おけるばい煙量等に	通常	原燃料の使用量	kg/時	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	
		原燃料中の硫黄分	%											
		排出ガス量	Nm ³ /時	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	
		硫黄酸化物排出量	Nm ³ /時	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	
		硫黄酸化物排出許容量	Nm ³ /時											
	ばい煙の処理の方法及び効	率	%											
緊急時における硫黄酸化物減少計画の内容	注意	原燃料の使用量	kg/時											
		原燃焼中の硫黄分	%											
		硫黄酸化物排出量	Nm ³ /時											
		硫黄酸化物の削減率	%											
		削減方法【㉞、㉟、㊱、㊲】												
		措置所要時間	分											
	警	原燃料の使用量	kg/時											
		原燃焼中の硫黄分	%											
		硫黄酸化物排出量	Nm ³ /時											
		硫黄酸化物の削減率	%											
削減方法【㉞、㉟、㊱、㊲】														
	措置所要時間	分												
警	原燃料の使用量	kg/時												
	原燃焼中の硫黄分	%												
	硫黄酸化物排出量	Nm ³ /時												
	硫黄酸化物の削減率	%												
	削減方法【㉞、㉟、㊱、㊲】													
	措置所要時間	分												
参 考 事 項														

備考 1. 硫黄酸化物の排出許容量 = 大気汚染防止法施行規則第3条に規定された量
 2. 硫黄酸化物の削減率 (%) = (硫黄酸化物排出量 - 削減後の硫黄酸化物排出量) ÷ (硫黄酸化物排出量) × 100
 3. 削減方法の欄には、低硫黄燃料への転換は㉞、燃料使用量の削減は㉟、施設の使用停止は㊱、その他は㊲、と記入し具体的な方法を明記すること。

様式2

緊急時におけるばい煙量 減少措置状況報告書

年 月 日

福 井 県 知 事 殿

所 在 地

工場・事業所名

代表者氏名

印

福井県大気汚染（硫黄酸化物）対応マニュアル第3の3（1）の規定により、次のとおり届け出ます。

措置発令受信 年月日時刻	平成 年 月 日 時 分	措置解除受信 年月日時刻	平成 年 月 日 時 分				
措置実施時間	開始	月 日 時 分	発令区分				
	終了	月 日 時 分					
ばい煙発生 施設の名称	工場・事業場 における 施設番号	削減 方法	減少措置 前の ばい煙量 (A) (Nm ³ /時)	減少措置 前の ばい煙量 (B) (Nm ³ /時)	削減率(%) = $\frac{(A)-(B)}{(A)} \times 100$	減少措置 前の燃料 使用量 (L/時)	減少措置 後の燃料 使用量 (L/時)
工場または事業場の合計							
<p>備考 削減方法の欄には、低硫黄燃料への転換はア、と記入し、減少措置前後の燃焼の種類および硫黄分を明示すること。 原燃料の使用量の削減はイ、施設の使用停止はウ、その他はエと記入し、具体的な方法を明記すること。</p>							

様式3

大気汚染被害連絡受付票

受理機関名			
受理担当者名		受理年月日	平成 年 月 日

届出者	住所または所在地	
	氏名または名称	
被害者	住所	
	氏名	学校等の場合は、被害者数を学年別、性別に別紙に記入添入する。

1.	発生日時	年 月 日	午前 午後	時 分頃～	午前 午後	時 分頃	
2.	発生場所 (具体的に)	所在地		市	町	町 字	
3.	症状を感じたときの活動状況	①屋外で運動中	名	④道路等を歩行中	名		
		②屋外で作業中	名	⑤その他(屋外で)	名		
		③屋内で授業または執務中	名	⑥その他(屋内で)	名		
4.	症 状 名中 被害者 名	人 員		男	女	計	
		項目					
		①目がチカチカする		名	名	名	
		②涙が出る		名	名	名	
		③せきがでる		名	名	名	
		④のどがいがらい		名	名	名	
		⑤はきけがする		名	名	名	
⑥その他の症状()		名	名	名			
5.	処 置	①洗眼	名	④医師の手当て	名		
		②うがい	名	⑤入院	名		
		③休息・安静	名	⑥その他()	名		
医師の手当または入院の場合は、 医師または医療機関名を記入。		医 師 名					
		医 療 機 関 名					
6.	被害があったときの気象状況等	(い ず れ か を ○ で 囲 む)					
		①天候(晴、くもり、雨)	③におい(有、無)				
		②風(強、弱、やや有、無風)	④視界(特に悪い、悪い、普通)				
7.	そ の 他 植 物 被 害 の 状 況 等	① 発生(発見)日時	年 月 日	午前・午後	時 分頃		
		② 植 物 名					
		③ 発生(発見)場所	面 積				
			土地の特徴等				
④ 被害の状況							